

別紙②

カターレ富山ホームゲーム露店等営業規則

第1条（目的）

このカターレ富山ホームゲーム出店等営業規則は、富山県暴力団排除条例（平成23年8月1日富山県条例第4号）及びJリーグ・カターレ富山試合運営管理規程の主旨に従い、反社会的勢力を利することを防止し、露店等の営業者の自由公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持、株式会社カターレ富山（以下、「主催者」という。）の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

第2条（露店等の営業申請）

1 露店等を営業しようとする者は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び店舗ごとの責任者や使用人の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービスその他第1条の目的を達するために、主催者が規定する事項について、出店等申込書及び表明・確約に関する同意により主催者に提出し、出店許可を得なければならない。

2 出店申請書の内容に変更が生じた場合は、シーズン中でもその都度、変更の内容を主催者に文書にて提出しなければならない。

第3条（関係機関への意見聴取）

主催者は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及びその露店の営業にかかる責任者及び使用人又はその関係者等が暴力団員等であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

第4条（出店の拒否）

主催者は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可を与えないものとする。

- （1）露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）である場合
- （2）露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力に従業員等として使用すると認められる場合
- （3）露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力にみかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合
- （4）露店等の出店許可を得ようとする者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

第5条（出店許可の解除）

主催者は、次に掲げる場合において、各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店許可を取り消すことができる。

- （1）出店許可を得た者が、反社会的勢力であると判明した場合
- （2）出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- （3）出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- （4）出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、反社会的勢力に金品を渡した場合
- （5）出店許可を得た者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明した場合
- （6）露店等において、反社会的勢力に従業員等として使用した場合
- （7）営業中に、粗暴な行為、卑猥な言動その他客に迷惑をかける行為を行った場合
- （8）半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗野な服装や態度を取った場合
- （9）主催者等関係者の要請・指示に従わない場合
- （10）出店の権利を他の方に転貸（又貸し・名義貸し）した場合

第6条（露店等の現場責任者の届出）

露店等を営業しようとする者が、やむを得ず事前に申請した以外の者を現場責任者として使用するときは、当該現場責任者の住所、氏名等を主催者に届出なければならない。

附 則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。